足場の組立て等工事の作業指針（№215840）
〈第４改訂８版　令和７年３月10日〉
正　誤　表

テキストに掲載している関係法令の条文について、発刊後に施行された改正条文を掲載しますので、ご参照下さい。　また、講習等においては、廃止された旨の周知をお願いします。

令和８年９月18日

頁	誤	正
P-317	４行目 （事業者等の責務） 第4条　労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。	2行目 （事業者等の責務） 第4条　労働者及び労働者以外の者で労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するものは、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。
P-342	６行目 （立入禁止） 第530条　事業者は、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある個所に関係労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。	６行目 （立入禁止） 第530条　事業者は、労働者が作業を行う場所のうち、墜落により危険を及ぼすおそれのある箇所には、関係する作業従事者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。
P-348	４行目 （足場の組み立て等の作業） 第564条 ２　組立て、解体又は変更の作業を行う区域内には関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。	４行目 （足場の組み立て等の作業） 第564条 ２　組立て、解体又は変更の作業を行う区域内に当該作業に関係する作業従事者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。
P-70 ③手すり先送り方式の組立て (概要図)		